

## 医療法人清風会に対する債権の弁済受領について

2021年1月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、機構が保有する下記の再生支援対象事業者に対する債権について、債務の弁済を受けることとしましたので、公表します。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

医療法人清風会（以下「清風会」という。）及びホスピタル坂東（個人事業）

注：再生支援決定時には個人事業として営まれていたホスピタル坂東事業は、事業再生計画に従った清風会への譲渡が完了し、現在、清風会の一事業として存続しています。

### 2. 経緯

再生支援対象事業者につき、機構は、2016年5月27日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年8月5日に法第28条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

その後、機構は、事業再生計画に基づく貸付の実行等を通じて再生支援対象事業者の事業の再生を進めていましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、本日、機構が保有する再生支援対象事業者に対するすべての債権について、債務の弁済を受けることにより処分することを決定しました。本決定を受け、2021年1月中には弁済を受ける予定です。

### ※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上